

第3回 奈良市市民参画及び協働によるまちづくり審議会 会議録	
開催日時	平成25年 7月30日(火) 午前10時～12時
開催場所	奈良市役所 北棟6階 第22会議室
議 題	1、開会 2、案件 ①奈良市市民参画及び協働によるまちづくり審議会 第2回審議会の確認 ②奈良市市民参画及び協働によるまちづくり条例の見直しについて <ul style="list-style-type: none"> ・地域コミュニティ政策について ・NPO政策について 3、その他 4、閉会
出席者	委 員 伊藤 俊子 委員、梅林 聡介 委員、澤井 勝 委員、 辻中 佳奈子 委員、中川 幾郎 委員、中川 直子 委員、 福尾 和子 委員、室 雅博 委員、渡邊 新一 委員 【計9人出席】
	事務局 今西市民活動部長、南総合政策部理事 堀内協働推進課長、澤野井地域活動推進課長、 事務局（協働推進課）
開催形態	公開（傍聴人0人、報道関係者0人）
決定事項	特になし
担当課	市民活動部 協働推進課
議事の内容	
1 開会	<ul style="list-style-type: none"> ・事務局より、今回から総合政策部の南理事がオブザーバーとして審議会に出席する旨、報告した。 ・川村委員が7月4日に来課、健康上の理由により審議会委員を辞任したいとの申し出があり、会長・副会長に了解をいただいた旨、報告した。
2 案件	① 第2回奈良市市民参画及び協働によるまちづくり審議会の論点確認について <ul style="list-style-type: none"> ・条例見直しの論点 ・第2回審議会の概要
〔質疑・意見の要旨〕	
澤井会長	それでは早速であるが、案件①第2回奈良市市民参画及び協働に

よるまちづくり審議会の論点確認について、事務局よりご説明をお願いします。

堀内課長

それでは、案件① 第2回奈良市市民参画及び協働によるまちづくり審議会の第2回審議会の論点確認について、資料1「条例見直しの論点」及び参考資料「第2回審議会の概要」をご覧くださいと思います。

前回の審議会では、各委員及び事務局より、条例制定後4年間の総括を行った。その後、条例見直しの論点①「地域コミュニティ政策について」の議論を行い、コミュニティ政策について次の審議会での議題として、「①住民自治のあり方について、意見交換する」、「②まちづくり協議会について、自治連合会と共通の理解を得るためにはどうすれば良いかを議論する」、というのが挙げられた。

次に、条例見直しの論点②として、NPO政策については時間の関係上次の審議会でも議論していただくことになった。続いて、条例見直しの論点③「(仮称)市民提案制度について」は、「市民の力をどう引き出すかという点で重要な制度であるため、制度設計も含めて議論をし直す必要がある。」というご意見をいただいた。続いて、条例見直しの論点④「非営利公益市民活動基金について」は、「全国的にNPO支援とコミュニティ支援を一緒に行っていくという流れがあるため、『市民参画及び協働によるまちづくり基金』をコミュニティ支援として運用すれば良い。」というご意見をいただいた。本日は、これに基づき、地域コミュニティ政策及びNPO政策について議論していただきたいと思う。

澤井会長

条例見直しの論点について、4点挙げられているが、これについてご意見ご質問をいただきたい。

室委員

前回の審議会でも、澤野井課長から自治連合会で協議される内容について説明していただいたが、疑問点があったので内容について後日ペーパーで出していただいた。地域コミュニティ政策の条文について、「議論がある程度行われた後に条例に関しての検討を双方で行うことが、現実的、効率的であると考えており、自治連合会定例会でもその方向で賛成の意見をいただいた。」とある。また、今日配っていただいた前回の審議会の概要にも同様のことが書かれているが、この審議会のあり方としてそれをどのように受け止めればよいか。元々、我々は委員のそれぞれの知識と経験をもとに議論をして、それを提案としてまとめて市長に提出をしている。

市長はそれに基づいて判断されたら良い。もし異なる内容にされるなら、説明責任を果たしてもらえればそれでよい。今回、この条例の中でそれに基づき判断をされ、その説明責任を果たされたら良いのだが、条文を改正するかしないか、もし改正するとすればどう改正するかについて、今後、改正することになりましたと言われたら、我々はどうすれば良いのかということを確認しておきたい。市長が決めることは別として、我々は議論するのか、市長が言われる通りに進めていくのか、そこが疑問として残る。協働推進課は条文に入れるか入れないか、入れるとすればどこまで入れるかということをご提案された。しかし、澤野井課長はもう少し具体的になってから改正しようということで賛同を得たと言われたので、我々はそれに従っていくのかということをお聞きしたい。

今西部長

前回の時に、副会長からだったと思うが、条文とか内容については自治連合会としっかり話をするようにと意見をいただいた。そういったことも含めて、審議会だけで動いて上からおろすのではなくて、自治連合会の中での議論が固まった中で条文を改正するという方向に持って行きたい。そこで、まずは自治連合会の中で共通認識の確認をしていただいて議論を始めていただくこととなった。その中で十分な議論がされていけば、条文を追加するといった話になると思われる。そのタイミングが今なのか、もう少し後なのかということになると思われる。

室委員

協働推進課からは提案があった。何回も言うように条文に加えるかどうか、どこまで加えるかということで諮問があった。そして、自治連合会と一緒に地域活動推進課では議論されて、それは OK だったと思う。ただそのことについての改正に関する議論は今後に回そうと言うことで確認したとおっしゃられた。ならば、それを受けて我々はどうするのかということが疑問である。

梅林委員

実際に自治連合会の定例会で話し合われたことは、実際に行動していくことで条例の改正すべき部分が出てくるのではないかと考えている。その時点で見直していく必要がある。今この条文を読んだところで、何の行動もしてないので何を議論すべきか、どこを改正すべきなのかわからないと言うのが本音である。なので、とにかく自治連合会の中で検討してみようと考えている。その中でどうしても条文の見直し等が必要であれば提案していこうということになると思う。

<p>室委員 梅林委員</p>	<p>そこまでは分かっている。 こんなことを言えば怒られるかもしれないが、いわゆる机上の空論だけで行くのか、実際に活動している中で条文を見直していくのかである。だから、もし条例改正が必要であれば変えていくのは構わないが、具体的にどう変えていくかということを経験していただかないと、具体的なことが何も思い浮かばない。議論ばかりというのもどうかと思う。なので、実際に地域でやっていくうえで、NPOや企業等も巻き込みながら具体的に動いていかなければならない。また、具体的に動き出した時には条例の見直しが必要になってくると思うので、その提案ができるようになるまでとにかく動こうというのが自治連合会の意見である。そのことについて審議会の中で議論していきたい。</p>
<p>澤井会長</p>	<p>(審議会の論点のうち、地域コミュニティの論点については)自治連合会の方で議論が始まり、かなりのスピードで動いているようである。そうすると、審議会が自治連合会の動きについていくということになる。その点では自治連合会を含めて周辺の議論をどのように審議会として受け止めていくかである。審議会として条例改正の議論があってもいいわけだが、それと全体で動いていく議論等をどこかで組み合わせないといけない。審議会は今年度2回開催したが、説明で終わっている。もう少々議論を深めながら条例を改正していく、そういった意味では一緒である。</p>
<p>室委員</p>	<p>審議会としてはどうすればいいのかということを受け取っていただきたい。自治連合会が言われている通りにするのか、あるいはそれはそれとして受け止めて、我々としてはこうしようと議論をするのかどうかを確認しているわけである。</p>
<p>澤井会長 室委員</p>	<p>今のところは前者である。 私としては条文に入れたほうがいいと思う。ただ、今の段階でこと細かく書くと言うのはおっしゃるような状況なので、避けるべきである。だけど、目指すべき方向として少し入れたいというのが私の見解である。</p>
<p>澤井会長</p>	<p>その見解にはあまり違いは無いのではないかと思われる。議論として条例改正も含めてここで議論するというところでどうだろうか。その他の意見はあるか。論点はこの4点でよろしいか。また追加の論点があれば取り入れていくということにして、今日の議論はこの4点で進める。</p>

2 案件

- ②奈良市市民参画及び協働によるまちづくり条例の見直し
・地域コミュニティ政策について

〔質疑・意見の要旨〕

澤井会長 それでは続いて、案件②「奈良市市民参画及び協働によるまちづくり条例の見直し」の1点目、地域コミュニティ政策について、事務局からお願いします。

堀内課長 案件②「奈良市市民参画及び協働によるまちづくり条例の見直し」の1点目であるが、地域活動推進課から、前回の審議会以降の進捗等も含めて説明させていただく。
前回は議論された中で、自治連合会と審議会がどのような共通認識を持っているかということの確認をし、その後、梅林委員から、自治連合会においてのまちづくり協議会の検討について説明をさせていただきたい。資料2・3・4・5について簡単に説明させていただくが、この資料は自治連合会でも説明をさせていただいた資料である。

澤野井課長 ではまず資料2の人口減少について、奈良市は2000年の37万5千人が最高であり、その後減少している。ただ高齢化率が25.5%、2030年には34.9%になることが予想される。全国と比べると10年程度早いそうである。少子化についても、奈良県は（合計特殊出生率が）全国的に低く、奈良市はさらに低い。また、未婚化・晩婚化が進んでいる。ライフスタイルも多様化し、ネット社会、グローバル社会となり、人々の生活時間帯や生活スタイルも多様化している。次に左側の地域のところであるが、自治会加入率も減少しており、現在80.61%、連合会加入率は61%という状況である。自治会加入率については中核市の平均が約75%、奈良市は平均以上である。自治会に入って何のメリットがあるのかと考えるまちの人々も増えてきており、自治会加入率は年々低下している。また、各種団体においても会員数の減少が著しく、特に万年青年クラブの会員数が、この5年で22%減少している。対象者は増えているが、会員数が減っている、団体数も減っているという状況である。課題も多様化しており、テーマ型の組織が増加しているわけだが、そういった組織も含めて、全体的に団体の担い手不足や指導者不足、高齢化、そして会長に負担がかかっているという状況である。また、独居高齢者が増加しており、高齢者が自治会の役員になるのを避けるために自治会を離れ、

孤独化しているという状況もある。また防犯・防災については、東日本大震災以降いつ地震が起こってもおかしくないという不安感が漂っている状況である。また、個人情報保護の観点から、なかなかきめ細かい情報提供を市からしにくいという状況がある。さらにマンションやアパートなどのような集合住宅の増加により、住民と地域とのつながりが希薄化しているという状況がある。このように地域コミュニティの希薄化が進んでいる中で、これまでの仕組みでは限界があるのではないかと考えている。

一方、資料右側に移るが、2000年の地方分権一括法以降、地方分権の流れがある。そして住民ニーズの多様化や公共の拡大、つまり家庭内の介護や児童虐待など昔では考えられない問題に対しても公共サービスが求められている。また職員数も平成20年から25年の間に300人減っており、市税収入も平成25年度予算で518億と、平成8年の623億から比べると大幅に減少している。市債残高も、平成8年の1,900億と比較して平成25年度で2,970億という状況である。そのような中、市の責務として安全・安心のまちをつくることが求められているわけである。また、地域課題の解決も必要である。このように、公共範囲の拡大や、課題・問題の多様化している中で、市がすべてのニーズに対応するのは非常に困難になってきている。そのため、地域と市の仕組みの再構築が必要ではないかという危機感がある。その仕組みの再構築として、まずは地域の多くの人に地域活動への関心を持ってもらうことも大切であるし、地域全体として地域課題に向き合うということも必要である。地域が民主的に合意形成していく仕組みも必要である。そして、地域活動を継続していく仕組みも必要である。そのためには地域と行政が協働して地域課題を解決していく仕組みが必要ということで、資料の下に書いてあるが、目指す地域と市との関係について示している。まず、地域側では、自治連合会を始め、自主防災防犯組織、社会福祉協議会、民生・児童委員、ボランティア団体、商店等がある。そのような地域の団体が話し合いを行うことで、地域の特徴や問題点を把握し、課題を共有することが必要である。また、地区全体の課題や親交を深める大きな事業を地域全体で実施することが必要である。その例として、宿泊を伴う防災訓練や夏祭り、スポーツ大会、広報誌等を地域全体で発行することが必要であると考えている。地域の将来について話し合いを行い、地域の計画や将

来ビジョンを作ってもらおう。このように、地域にある多様な主体が集まって、地域の課題や活性化について話し合い、相互に役割分担していく必要がある。

一方で、市ではコミュニティ政策、まちづくり協議会をサポートしていく体制が必要である。現在市は専門別に分かれた縦割り組織である。それは、地域が自らの地域の計画を策定する支援や、地域担当職員制度などの人的支援、立ち上げや事業に応じた経費などである。現在、それぞれの担当課がバラバラに交付している交付金・補助金の見直しや、一括交付金制度や、拠点施設の問題等がある。そのための裏付けとなるのが条例であり、要綱の整備や組織の見直しが必要であると考えている。そして、地域と市の両者が連携、協働して活性化、持続できる地域社会をつくっていく必要がある。次に資料3であるが、コミュニティ政策の確立についてのイメージ図である。自治連合会については奈良市自治連合会内に、地域で連携する組織について議論する場として地域まちづくり推進協議会検討委員会を設置していただいている状況である。その状況については梅林委員からも説明していただく。そして、検討委員会に私たち市の職員も入らせていただき、最大限の情報提供、資料の提供をさせていただき、一緒に考えていきたいと考えている。自治連合会の議論とはいえ、この段階から市と自治連合会の連携を取っていく予定である。そして、検討委員会で検討した内容や結論について、定例会において毎回報告し、意見交換を行い、また、各地区の自治連合会においても、連携の方法について話し合う機会を持ってもらい、そしてまた奈良市自治連合会の定例会に戻しながら、最終的に地域まちづくり推進協議会検討委員会としての意見を、役員会を経て、奈良市自治連合会の意見とするように考えている。市の方は、現在協働推進課と地域活動推進課だけの動きとなっているが、これを市全体としての動きとしていきたいと考えている。例えば、まちづくり協議会の活動拠点は必要であり、また地域担当職員制度や財政的な支援についても考える必要がある。市職員の意識改革についても考える必要がある。このように、地域を受け止める市の組織として、まちづくり協議会に関係する市の課を集めて全庁的に検討する場を設けて、市の体制を整えたい。地域まちづくり推進協議会検討委員会の動きについては、常に市長、副市長に報告しながら、市役所内での共通認識も図っていきたい。今回の地域まちづくり推進

協議会検討委員会についても、市長、副市長に報告済みである。そして、奈良市自治連合会と協働して「市民参画及び協働によるまちづくり条例」に書いてある通り、企画立案段階から一緒に考え、協議しながらコミュニティ政策をつくり上げていきたいと考えている。

次に資料4であるが、以前は公共＝行政であったが、地域にある多様な主体が拡大した公共を一緒になって支えあうというイメージである。また、資料の下部分については、以前は行政エリアが非常に幅が広く支配的であったが、それがだんだん縮小され、一方で受益的であった市民側が主体的となり、住民自治の実現に向けて、市と地域がパートナーを組みながら新しい公共を支えていくというイメージである。

次に資料5に移らせていただく。これからの地域と市の関係のイメージを載せている。地域には自治連合会を始め、多くの団体がある。こういった地域の団体は、市の縦割りの組織にぶら下がった状態で活動している。そのため市からの補助金待ちや指示待ちの状態にあった。しかし、今後は地域にある各種団体が横の連携を十分にとっていく必要がある。また、市も縦割りで横との連携がなかなか取れていないという現状である。今後は、資料の下に載っている新しい住民自治組織のイメージのように、各種団体がまとまって、まちづくり協議会が設立されることで地域のエネルギーが結集できる。行政も縦割りの弊害をなくし、連携した組織に変わる必要がある。地域も市役所もそれぞれがまとまって、地域からの提案に対して、市の予算や活動拠点の解決策を一緒に考え解決していくことが必要であるということが、自治連合会との共通認識である。続いて、梅林委員から説明がある。

梅林委員

第1回地域まちづくり推進協議会検討委員会を開いた。委員長は自治連合会の理事をしているということもあり、私が務めることとなった。お配りした自治連合会配置図をご覧ください。ブロック別に分かれており、例えば、中央東、中央西は奈良市の中心街であり、商業地域である。南部というのは農村地帯で、西部は「奈良府民」といわれる大阪からの転入者が非常に多い地域である。東部は山間の農村地域である。北部は新興住宅街。都祁は平成の市町村合併で編入された旧都祁村地域である。こういうことから、ブロックごとに委員を決め、委員会を作ればいいのかという意見があり、それに従って各ブロックより1名出て

いただき、検討委員会を立ち上げた。名称も、「地域まちづくり推進協議会検討委員会」となった。なお、副委員長は中口会長である。今後毎月第4水曜日に開催することが決まっている。

資料7は委員会の設置要領である。委員会の中で考えているのだが、自治連合会を中心とした組織だけでなく幅広く考えていこうとしている。個々の地域に数多くのNPOやボランティア団体がある。また企業の賛同も得ていこうということで、もう少し幅広く取り組んでいこうということが決まっている。その理由の一つには、自治会員が減ってきているという事情がある。これを阻止するためには、地域の力を一つにまとめながら、連合会という組織の必要性を地域の皆さんに知っていただかなければならない。そのためには、自治連合会が中心となって、地域住民を幅広くまとめながら先進的な役割を担っていく必要がある。そうすることで自治会員の減少を少しでも抑えられるかもしれないという考えが自治連合会員の中にあり、非常に危機感を持っている。設置要領第6条第2項に、委員会には、委員長が必要であると認めるときには委員以外の意見を求めることができる。今後、この委員会の中で委員長が必要であると認めれば、市長や各部署の部長、警察等も含めて様々な行政の方から意見を聞いたり、要望を出したりすることができるようにしている。このように幅広く意見を聞きながら委員会を運営していくことにしている。

次に、資料8であるが、委員会の今後のスケジュールである。まず、8月28日に第2回目の会議が行われる。その前に地域活動推進課が伊賀市に視察に行く予定である。委員会としても行政に任せるだけでなく、(伊賀市視察後には)行政とともに視察に行きたいと考えている。その後第4回、第5回に向けて、地区自治連合会を対象とした地域に関するアンケートを行うことを考えている。それに基づき、組織の設立に向けて動いていき、2月頃には中間報告をまとめる。また自治連合会の中でも参画・協働の意味がなかなか理解されていない状況である。これについても、今後もう少し幅広く説明していく必要があると考えている。この審議会の中で話をされるのはまちづくり推進協議会のことだけではなく、他部署の協働していくべき事業についても審議していただければと思う。具体的に申し上げますと、この前の自治連合会の会議でも問題になったことだが、子育て支援に関する取り組みが個々に様々な部署で行われている。それについては行政の各部署が集

まって話し合い、一本にまとめて欲しい。私たち地域はとてもではないが、一つ一つ対応できないという話が出た。まさしくこれが審議会で協議をしながら行政に提案していくべきことであると思っている。私たちがいかに行政に関わっていくかが協働であると思うので、それも含めて今後議論していければと思っている。今のところスケジュールに基づいて2月頃には中間報告として、何らかの形で意見を出すことができると思っている。これに対して私たちは盲目的にやっているの、審議会の皆さんの意見も伺いながらやっていければと思っているのでよろしくお願いしたい。

澤井会長

お二人から報告をいただいたが、これまでのところ自治連合会が動きだして議論が始まっているということであるが、そのことも含めて、ご意見・ご質問をいただきたい。

伊藤委員

少しわからないので教えていただきたいのだが、おそらく地域性があるのだろうが、私の住む地域では地区社会福祉協議会の中に自治連合会を始め、私も関わっている女性防災クラブ、少年指導委員協議会などすべての団体が網羅されて地区社会福祉協議会として様々な活動をしているわけである。今後作ろうとしているまちづくり協議会が地元におりてきた時に、地区社会福祉協議会とどのように違うのか分からない。また、地区社会福祉協議会であっても、他の地区では女性防災クラブが入っていないということもある。今後新しい組織ができたなら地域に組織が多すぎるという懸念もあるので、明確な目的を教えていただきたい。

梅林委員

資料5をご覧ください。先ほどの子育て支援についての話もしたが、例えば教育委員会には学校、PTA、地域教育協議会が関わっている。資料5の矢印を見ていただいたらわかるとおり、個々の組織が個々の担当部署にばらばらにつながっている。問題はここである。福祉分野や子育て分野と様々な担当部署があるが、やっていることは子育てをどうするかということで、個々の部署にばらばらに助成金を依頼している。それでは無駄があるし、地域もそれぞれ関わる部署が違うということになる。自治連合会、地区社会福祉協議会、企業、学校、病院、すべての人々が一つにまとまりながら、地域で共通認識を持ちながら行政と関わっていくということである。自治連合会も地区社会福祉協議会もすべて、この組織の中で地域に共通する要望を行政に意見していく。そして、私たちの地域はどうするのか、私たちも行政に協力して

いくから、行政も変えなければならぬところがあると意見を言い、力を合わせてやっていこうということである。だから、今の状況は非常に無駄が多い。民児協は民児協でやる、PTAはPTAでやるといいながら子育てに関して同じことをやっている。それを一つにまとめる。行政は行政で縦割りになっているが、行政の中でももう少し話し合いをしてほしい。同じことをしているのだから、一本化すればお金も無駄も少なくて済む、ということを行行政に言いながら私たちも私たちでまとまっていくということだと思ふ。自治連合会も地区社会福祉協議会も含めて地域が一つになっていければ良いのかなと思ふ。

澤井会長
梅林委員

ここで言う「地区」とは小学校区か。
小学校区である。中川副会長もおっしゃっているが、中学校区では広すぎる。

澤井会長
伊藤委員

伊藤委員はどちらにお住まいか。
南部である。旧村と新興地がある。私の地区の場合、地区社会福祉協議会の中に各種団体すべてが入っている。

梅林委員
伊藤委員

私の地区もそうである。
しかしそうではない地区もある。私の地区はすべての各種団体が入っているのになぜ今回まちづくり協議会を作るのか、というのが正直な思いである。作るのであれば、もう少し目的を明確にしなければならぬし、頭がまだついて行けていない。

梅林委員

私は大安寺西地区だが、実は協議会のような形ができています。当初は県が中心になって「川辺のまちづくり」というテーマで協議会を作らないかという提案があつて今やっている。3年目になって今年度から完全に地域中心にやっている。必要に応じて県や市や警察に来ていただいている。私たちの地域は菩提川、菰川、佐保川と三本の川がある。まさしく今ここで言われている協働・参画のまちづくり協議会のようなものだと思つている。必要に応じて行政、例えば県の土木、都市計画、高齢福祉、そして市の高齢福祉、河川課と様々な部署の方に来ていただいている。自分たちの地域で共通した課題を、その中には済生会病院等にも協力していただきながら、大安寺西のまちづくりを考えている。私はこれがまちづくり協議会だと思つている。いずれにしてもこれは県の主導だったので市ではあまり話はしなかったが、今後は市が中心でやってもらわないと困ると県にも言われている。それだったら今後奈良市中心で私たち地域もやっていきますという了承をとつ

	<p>ている。その中には民児童協や少年指導委員、自治連合会などの様々な団体が入っているが、協議会の中には代表者しか入っていない。自治会は36あるが、6人しか入っていない。地区社協のようにみんなでまとまって動くというものではない。私たちの地域は特にJRの高架とか、京奈和自動車道のインターチェンジが10年以内にできるし、都市計画道路もできるので、ソフトとハードの面で協議会が必要である。私は協議会とはこのようなものかとぼんやりと思っている。</p>
澤井会長	<p>そういった点では、今あるところまで来ている協議会というものをもう一度整理していくというのが一つのやり方であるということか。</p>
梅林委員	<p>そうである。個々の組織の人の負担にあまりならないようにしないといけない。何かあると同じ顔が並ぶ。できるだけ一人一役で兼務は避けるようにしている。自治連合会長、地区社協の会長はすべてに関わらないといけないので大変である。</p>
澤井会長	<p>最初は川のことから始まったのか。川は県の管轄。権限の関係、県と市の調整をどうするかという問題がある。市からは川が見えなかった。そのあたりを行政で議論しないといけない。</p>
梅林委員	<p>それが変なことであるのだが、例えば河川や河川敷は県の管轄だが、植えてある桜は市の管轄というように、行政の区分けがはっきりしないので住民は困っている。本来これは市だけでなく県も含めて協議していくべきことであると思う。</p>
中川副会長	<p>本当にその通りだと思う。どの地域もリーダーシップをとっているのが自治連合会というわけではない。神戸市もその典型で、地域によっては婦人会がリーダーシップをとっているところもあるし、社会福祉協議会が総合化して頑張っているところもある。また他の地域では50年間もまちづくり協議会を作って頑張っているところもある。一律に議論すると混乱する。伊藤さんの地区では地区社協と自治連合会が手を結べば一気に呵成に進む。ならば今のままで良いのではないかとなるが、防災防犯分野は地区社協だけではできないだろう。</p>
伊藤委員	<p>梅林委員がおっしゃったように、旧村では一人一役ではなく、一つの役職に他の職も兼ねる。</p>
中川副会長	<p>兵庫県でもどこでも一緒であるが、郡部に行けばひとたび区長と名前が付けば20数個役職が付く、という状況を和らげないといけない。一人に集めている責任を地域の皆で分け広げていかなければ</p>

ればならない。地区社協が強いのはありがたいことではあるが、地区社協としては防災防犯までは管轄外。そこまでしなければならなくなると地区社協は困る。なので、抜けているものを全部なくそうということである。一番大きなカバーリングをしているのが自治連合会であるとみんな認識しているが、地域によってはそれが地区社協ということもある。そのバラつきは当然のこととして理解しなければならない。奈良の地域の実情は東西南北全然違う。

辻中委員

結局、まちづくり協議会というのは各種団体を取りまとめると考えてよいのか。この資料5の下の図を見ると、行政と協働連携ということで、梅林委員の話では団体でいろんな要望や意見があり、同じ要望なのに違う課が動いている。それをまちづくり協議会で取りまとめて行政に訴えていくというイメージを持ったが、行政側の連携の仕組みが分からない。各課をまとめる部署ができるのか、各課個々に動くのか、ということがこの図では少しわからない。

澤野井課長

辻中委員のイメージであるが、まちづくり協議会が取りまとめるというイメージはあっている。これを組織化するということが必要である。だから、会則等を作り、団体の人が集まり、考える部門と実行する部門というのを組織化する必要がある。これは他市の状況を見ながら検討していきたい。市側も縦割りの組織なので、一番大きな柱としては活動拠点、財政支援、人の配置と3つあり、例えば地区の活動拠点として、生涯学習センターを含む公民館が24ある。公民館分館は28で、私の課が所管している地域ふれあい会館が14館。他に人権文化センターや福祉センターが東西南北4つずつある。当初それぞれの設置目的に基づいて建設されたものであるが、まちづくり協議会について考えた場合、必ず活動拠点が必要となってくる。しかし、新たな施設を作るのは非常に困難であるので、既存施設や、空いてきている幼稚園等の利用を考えなければならない。現状では市職員そのものの認識不足もあり、幼稚園が空いているので活動拠点にしてくださいといっても、教育施設なのでできないと言われる。市関係課が話し合っ、住民自治の発展には活動拠点が必要なので、空き教室や施設の利用を考えていかなければならないということも市の課題として残っている。また、お金についてもそれぞればらばらに補助金等が支給されている。これは非効率なので、地域に対して一括で交付

金を支給し、地域の人たちがそのお金の使い方について考え、自分たちで支給していくというやり方もある。地域で決める学校予算事業もあるが、コーディネーターには支給されるが、他のボランティアで活動している団体にはお金がわたっていない。地域目線で見ればこれは非常に不公平だという意見もいただいている。そういうものも一括し、まちづくり協議会に投げかけて小学校区全体の地域の課題として地域で決めていただく、という考え方に変わっていかねばならないと考えている。市の姿勢としては、市も徐々に庁内で連携していくシステムを作り上げていく。その中で施設、財政の支援を考えていかねばならない。

中川副会長

行政側が言いにくい部分もあると思うので、ここからは私の意見だと思って聞いていただきたい。最初は緩やかに連携する。なぜなら、地域の人材が枯れてきているから。超高齢化で担い手がない。こんなにたくさんの団体を作っているゆとりが住民側にもなくなってきている。農山漁村地域に関しては特にひどい。これだけたくさんの団体を作っているのは贅沢であるという危機感からもう少し団結しようというのが第一段階。その次に、地域をこれからどうするのか。5年10年先までこのまま放っておいてよいのか。今はやっつけているから良いという考えでは5年10年先はあつという間に来る。その時に手を打つのでは遅い。そのために将来ビジョンを作ろうというものが、まちづくり計画である。それにしたがって住民側がやるべきこと、行政にしてもらうこと、仕分けして仕事を一度取り組み直す。次世代育成もしようということで立ち上がろうということである。もっと先々はコミュニティビジネスをしても良いのではないか。地域で雇用を生み出す。小さな村役場を復活させようというくらいの心意気でやればよい。言ってしまうと明治時代の村が復活しても構わない。大字単位くらいで地域コミュニティを再生していかないかという話である。英語で言えば **neighborhood government**、近隣政府を作るくらいの心意気である。そこに行けば住民票も取れる。課税証明も取れる。行政から受託を受けて発行するくらいの仕事をして構わない。指定管理者制度を利用して小さなセンターなどもお金をもらって管理するということがあっても構わない。それくらい強い地域を作ろうということである。なので、最初は大同団結というところから入るということである。ただ、行政としては私が先ほど言った最終段階のところまでは、予算措置がまだできて

<p>澤井会長</p>	<p>いないので言うことができない。しかし、最終的なイメージとしてはこういうことだと私は思っている。</p> <p>今おっしゃった neighborhood society、要するに近隣政府みたいなものを作るにあたって意思決定をしなければならない。そうなる と代表制の問題というものが出てくる。伊藤委員の地域は地域ごとに意思を作っていくということだと思うのだが、まちづくり協議会のポイントは各地区のビジョンや課題を明確にしてそれを共有していくことではないか。その地区にはどのような特色があるのかというのはバラバラなので、それをどうやって共有するのか。それを発見していく過程が始まっている。</p>
<p>2 案件</p> <p>②奈良市市民参画及び協働によるまちづくり条例の見直し ・NPO政策について</p>	
<p>〔質疑・意見の要旨〕</p>	
<p>澤井会長</p> <p>堀内課長</p>	<p>NPO政策については前回あまり審議する時間がとれなかった ので、今回審議を行いたい。事務局から説明をお願いする。</p> <p>案件②「奈良市市民参画及び協働によるまちづくり条例の見直し」 の2点目の「NPO政策」について説明させていただく。前回の 審議会でも検討していただく予定だったが、時間が足りなかった ので、今回の審議会でも改めて議題とさせていただいた。そのため、 資料9「NPO政策 他自治体条例一覧」及び資料10「NPO 政策 他自治体の条例文言」については、前回の審議会と同じ資料 を付けている。「NPO政策」については、第1回審議会でも、福 井市の事例から、どこまで踏み込んだ支援策を明記するかが論点 として挙がった。</p> <p>まず、お手元の資料9「NPO政策 他自治体条例一覧」をご覧 いただきたい。全国の自治体のNPO政策に特化した条例の中か ら、福井市を含め、奈良市、豊中市、柏市、福井市、近江八幡市、 箕面市、杉並区の7つの自治体について、NPO政策の条例内容 を比較している。奈良市の条例と他市を比較して、公益活動団体 への支援内容については概ね同じような内容となっている。一方、 奈良市の条例に無い内容については、資料9で網掛けで記させて いただき、資料10「NPO政策 他自治体の条例文言」にて 条文を抜き出して明記させていただいている。</p> <p>まず、杉並区の条例にある、「資金確保の支援」についての内容で ある。次に、協働事業の推進の中で、柏市の「市民公益活動団体</p>

の特性の活用にかかる契約」と、箕面市の「非営利公益市民活動団体の登録等」についてである。次に、「助成・補助・基金」についてである。最後に、「市民公益活動団体からの意見等の提出」に係る「市民提案制度」についてである。「市民提案制度」については、資料9で各自治体の市民提案制度名をあわせて記載している。なお、どの自治体も、市民提案制度について条例の中では文言として明記されていなかったが、制度として存在するため、「市民公益活動団体からの意見等の提出」とあわせて参考で掲載させていただいている。そのため、資料10には条例の文言の掲載はしていない。以上である。

澤井会長 7自治体の比較表が出ているが、従来の施策について意見はあるか。

中川副会長 現行の条例の中に、NPO支援に関わる条文はあるか。

今西部長 第17条（市が行う業務における協働機会の拡大）で、ここではNPOに限定していないが、「市民公益活動団体が有する特性を生かすことにより、市民公益活動の活性化及び活用を図ることができると認められる事業について、当該団体に対して参入及び協働の機会を拡大するよう努めるものとする。」と規定している。しかし、大まかにしか書いてないので、そのあたりを強調した書き方にした方がいいとは思っている。

澤井会長 奈良市内のNPO団体の状況はどうか。

今西部長 燈花会は「NPO法人なら燈花会の会」が事業をしているので、補助金を出しており、イベントにおける協働はあるが、今まで議論になっている政策提言であるとかについては特にはない。条文には、市民公益活動団体と書いているが、NPOでそういう政策提言や事業ができる力があるところがあれば協働してやっていくということである。

中川副会長 議論を明確に進めるためにあえて発言する。私自身が関わっているのにうろ覚えではあるが、草津市の参画協働促進条例がもうそろそろできるが、草津市も同じように地域のまちづくり協議会と、市民公益活動と平行に支援するという条例になる。そこに2つ分けて書いてある。地域まちづくり協議会に関してはすでに全地区できているが、できているからと言ってそのまま認めない。一定の基準を達成してほしいということで、「認定」まちづくり協議会という仕組みになった。認定されなければ任意団体のままであるというわけである。NPO支援の制度についても書いてある。

それが参考になると思う。東近江市も同じような条例を作っており、それも似たような書き方になっていると思う。コミュニティ系の支援制度とアソシエーション系のNPO支援と両方併記していたという記憶がある。

それともう一つ、市民提案制度というのは、行政提案市民受託型行政事業、市民提案行政承認型行政事業、市民提案市民主体型の市民公益活動という三本柱になっているのだが、箕面、豊中、西宮だったと思う。これを条文化するとなれば、西宮、或いは豊中の書きぶり、豊中についてはさらっと条文に書き、制度として具体化させているので、これで良いのかという気もする。そのあたりを検討して、どの形に落ち着かせるかを提案してもらえれば助かる。ここで議論すべきは、NPOだけに特化しているような印象がある参画協働条例にコミュニティ支援のカラーをどう入れていくかということを経験すればどうか。やっぱり併記して同じように扱っていくのが良いと私は思っている。具体的な提案事業については、先ほど述べたように、他市の書きぶりを参考にして判断すればどうかと思った。

室委員

NPO支援について、奈良市行政はもっと踏み込んでほしいという思いを持っている。現実には条文を変えないとできないのか。変えたほうが良いのか。市民提案制度は別の項目になっているが、同じことを言うが、もっと踏み込んでほしいという思いと、それが今の条文のままではできないのかと思う。

澤井会長
室委員

先ほどおっしゃった「踏み込む」というのはどのような形ですか。先ほど今西部長がおっしゃったように、イベントでは協働をしているが、NPOとの協働が現実には少ないとのことだった。もっとNPOとの協働事業を増やしていかなければならないと思う。どのように進めるかは1つの課題である。

中川副会長

NPO支援の実態というか、どのくらい協働事業がある、このような制度がある、といったことに合わせて条例を作るというのが収まりが良いのだが、それを強めて行って制度拡大してほしいという意向があるのならば、それを含めて条文化の際に審議することになるだろう。これはコミュニティ支援についても同じことである。こちらの方については室委員が最初に提起されたが、梅林委員がおっしゃったように（自治連合会の）会議の中でも会議の結論が出た時点で条文を固めていけば良いという話であった。同じように、NPOについても現在のNPO支援の実態水準、支援

センターの活動内容等を我々が理解した上でどのように条文化すれば良いのか、あるいはこの条文では足りない、といったことが見えてくると思われる。条文に実体的に載っているため、今はこの条例の趣旨をより良く生かしていくという形で支援センターは頑張っているだろう。しかし、各部局の協働事業の展開、浸透という点では何かが足りない気がする。

室委員

少しだけ地域コミュニティ政策に戻るが、地域コミュニティというものが現実にあったのかどうかという議論もある。現実には流動的にならざるを得ないと思う。ここでは議論しないが、現実にはグローバル化の進展に伴って地域コミュニティは根底から覆されている。なので、地域コミュニティが必要という認識は皆さん一致するが、望ましい地域コミュニティの姿がどういったものかということについては意見がバラバラになってくるし、どこまで行ってもきりがないので、方向性だけ打ち出したほうが良いというのが私の思いである。もう一つ、地域コミュニティにおけるNPOの役割、連携についても中川副会長がおっしゃったように別々に考えるのではなく、ある面では統合した姿というのを考えていかなければならない。

澤井会長
今西部長

他の方のご意見も頂きたい。

先程のNPOとの協働に関してのことなのだが、毎年各課でどういった協働をしているかという調査をしている。協働の相手方も様々で、昔はボランティアとNPOだけに相手方を限って調査をしていたが、市民公益活動推進方針を頂く中で、協働の相手方はボランティア・NPOだけではない、地域も企業も様々あるということで、協働の相手方を個人や自治会も含めて全庁的に調査している。そのデータを次回の審議会にでも出させていただき、現状について審議会でも共通の認識を持っていただき、NPOに対してどのような支援が良いのかについても議論頂いたらと思っている。

澤野井課長

地域コミュニティの方向性についてだが、私たちが考えているのは協働のまちづくり、地域において自助、あるいは共助の整理をしてもらう必要がある。また役割分担を整理して取り組んでいく方向性だと考えている。住民自治の実現に向けて自主・自立的な活動が行えることを地域コミュニティの方向性として考えている。

梅林委員

先程今西部長からお話があったが、一度NPOに関する資料を出

していただきたい。というのは、私もわからないことで、具体的に経験したことなのだが、私たちの地域に25、6歳の若い男性が2人いる。彼らは私の家に訪ねてきて、子どもたちにサッカーなどのスポーツを教えるNPOを立ち上げたいと言ってきた。それに対して自治連合会からも応援するので是非やってほしいと答え、彼らは立ち上げた。それから夏祭りなど地域の活動に関してはその子たちも積極的に協力してくれた。地域の学校の居残り授業ということで、月に1回放課後に子どもたちの面倒を見ている。大体150人ほどの登録があったと思うが、その際に体育指導をしてほしいと彼らに頼んだことがある。しかし彼らは、できない、それをやると助成金も何ももらえないから意味がないから勘弁してほしい、と言った。自分たちの団体を大きくするために連合会を利用するだけで、自分たちは自治連合会には協力できないのかと尋ねると、どうしてもできないとのことだった。NPOはもっと幅広く活動を行っているものだと思っていた。その子たちがそう解釈しているだけなのか、それともそのような指導を受けているのか、他の者も含めて我々はショックを受けた。NPOはこれしかしてはいけないと決められていて、それ以外のことはできないのかと。しかし、我々（自治会等の地縁組織に関わる人間）は高齢者のことに地域で取り組まなければならなくなった時は、明日からでも皆で取り組む。我々の団体では、少年指導委員が高齢者福祉について皆と一緒に協働で動いたとしても何の規制もないし、やって当たり前という話になったことがある。そのようなことがあって、今ここで議論しろと言われても、NPOに関する資料がないので、実際奈良市にNPO法人がどのくらいあるのか、どれくらい認証されているのかなどの資料を出していただいた上で議論をしないと、雲をつかむような話である。NPOについて調べないといけないし、認証がどのようになっているのかという疑問もある。

今西部長

6月末か7月1日時点で、奈良県内に430ほど、奈良市内には163ほどのNPO団体がある。認証は奈良県の協働推進課で行っている。それは奈良市を経由しないので直接どのような団体であるか等の聞き取りはできていない。ただ、平成19年度に協働の実態調査としてボランティア団体とNPO団体に職員が出向き、調査をしたことがあった。NPO法人はその当時まだ90団体くらいしかなく、それらすべてに実態調査の協力を依頼したと

ころ、50団体くらいからしか調査に応じていただける返事がなかった。ということは、残りの半分は実態がないか、来られると困るのか様々あるかと思うが、そういった状況である。今回、国の税制が変わり、県と市が指定したNPO法人に市民が寄附をすると税額控除が受けられるという制度ができた。その際にもアンケート調査を依頼したが、返事があったのは60団体ほどであった。このことから、(NPO法人の)数は増えても現状はどうかと思う。それともう一つ、NPO法人条例指定制度検討委員会の委員長の話では、(NPO法人を)作って、ミッションが達成された後も解散せずに名前だけが残っているという実態もあるらしい。これは奈良市だけの話ではなく、京都でも大阪でもあるようである。委員長も5つ、6つの団体と関わったが、3つ4つ解散させてきたとおっしゃっていた。NPO活動は継続しているが、任務が終わったらそのままにして新しい団体を作っていくこともあるし、そのまま何もせずに名前だけが残っているという実態がある。

梅林委員がおっしゃったNPOについては私たちも把握していなかったが、NPOでできることはある。制度で決められていないことをするのはいけないが、サッカーをしている団体でサッカーを子どもたちに教えることには全然問題がないと思われる。どういう根拠でできないとおっしゃったのかは、調べる機会があれば調べたいと思っている。

室委員

私が答える立場ではないが、NPOもピンからキリまである。それとは別として、個々のNPOについても、地域に密着して活動しているNPOもあれば特定の地域に密着しないNPOもある。例えば、ならまちづくりセンターは「ならまち」だけに特化しているわけではない。またスポーツ関係について、例えば、(先程梅林委員がおっしゃっていたサッカーのNPOは)梅林委員の地域だけでNPOを立ち上げられたのか。(1つの地域を活動範囲とするNPOもあれば、そうではなく)県レベルでのNPOもある。(県レベルでのNPOの場合、)支部の単位になると動きにくいかわかる。なおかつNPOはどこかから活動資金をもらっているわけではないので苦しい状況にあり、テーマを絞って活動されていてなかなか手を広げにくい。そこで、NPOの協力を求めるとすれば、自治連合会も対等の立場で話をしてもらった方が良いのではないかと思う。協力しなさいという立場でいると、そこまでは

できないと変な感じで流れていく場合がある。NPOに関するデータについては行政から出していただくとして、お互いに認識を深めながら協力していきたいと思っている。

梅林委員

そのNPOを設立するときに私たちは協力した。そういった背景があるから、当然私たちも困ったときは助けてもらえるだろうという認識があった。喧嘩しようとかそういうわけではなくて、最初わざわざその二人の青年が私の家に訪ねてこられて、NPOを立ち上げて子どもにサッカーを教えたいと言われたから私たちも協力したという話が初めにあった。何もなくていきなり私たちが手伝いをお願いしたわけではない。先程今西部長がおっしゃったように、例えば、一定の目的があってそれが達成されたら放つたらかしというのはおかしい。これは国も県も市も悪いことだと思うが、しっかりとけじめをつけていくことが必要である。例えば、以前お聞きした話だが、奈良県で360ほどNPO団体があるが、報告をするよう依頼をしたら90ほどからしか報告がなく、後はどうなっているかわからない。どうなっているかわからないものを放っておくのも悪い。大事なお金を渡しているのだから。NPOと言えば正義の味方のように誤解されるようなこともあったが、ダメなものはダメだとはっきりしていけないといけない。例えば、今も東北で5億円のお金を巡ってもめている。車を買ったり、ボートを買ったりして訴訟が起こっている。そういった問題は出てくるので、けじめをつけていけないといけないと思う。自分達の活動報告もできない、助成金の報告もできない、ましてや活動しているかどうかも分からない。このような状況で放っておくことに問題があると私は思う。NPOの認証も含めて真剣に考えていけると、一緒に協働していいのかということになる。条例の中にNPO活動が終わったらきっちり解散しなければならぬだとかも入れないといけない。NPOには権利もあるが義務もあるはずなので、行政や地域の人がこのNPOはどういった活動をしているかということが一目でわかるような報告義務が必要であると思っている。

澤井会長

認証の関係が一番大きいと思われるが、奈良市はNPOに関わるべき権限がない。政策の上でNPOとの協働を言っているだけで、具体的にデータが自動で入ってくるわけではない。

今西部長

奈良市からNPOに支出している助成金などはないが、NPOが実施する事業に対して、担当課から補助金が出されている場合は

ある。それに対する報告はされていると思われる。奈良市が団体に出している補助金については、団体は報告しないとイケない。しかし、奈良県に対して、年間の活動報告や会計報告をされていない団体はあるかもしれない。

梅林委員
今西部長

そのことについては条例で規定されるべきではないか。
それは特定非営利活動促進法で決められており、県も3年間報告がなければ取り消すとしている。このことに関しては、この条例とは別に法律があるという認識をしていただきたい。奈良市に関しては補助金についても助成金についても活動報告、完了報告を出さないと出ないということになっている。その分についての報告がないということはない。

澤井会長

どういった形で奈良市がNPO法人にお金を出してきたかというデータは出てくるのか。

今西部長
中川副会長

協働の調査があるので、出させていただく。
今されている議論は、2つの話題が混ざってしまっている。まず、NPOに対する運営補助については、奈良市は一切していないはずで、事業に対しての補助のみである。団体に対しての審査権は県にあり、3年間の報告がなければ認証が取り消されるはずである。

澤井会長

ここで議論になっていることは、奈良市はNPOとの協働を政策にしている。奈良市としてのNPO政策をいかにするか、審議会に投げかけられているのである。各課がどのように付き合っていくか、NPO法人との関係を把握していくと同時に、NPOの現状把握はどこがするのか、そういったことが求められている。私もNPOの理事長をしているが、基本的に我々のパートナーは京都府労政課で、この前課長が来られて話をした。そういったパートナーの関係が必要なのだと思われる。単にお金を渡して事業を委託しているだけの関係ではなくて。もう一つ、NPOは疲れていてお金もない。助成金をとるのが申請も含めて大変である。事務も含めて、NPO支援を具体的に提案していかないといけない。私は条例よりも施策だと思っている。条例でバックアップしながらではあるのだが。

室委員

かつては賛助会員に加入していただいていたのだが、財政危機の中で、10数年前から市からは一銭もお金をいただいていない。会議だとか貸館の使用料など、助成団体から何とか助成を得られるように努力している。老舗とはいえ新しいNPOと同じで、お

	金には困っている。
澤井会長	NPO政策について提案をいただいているが、市民提案制度についても意見はあるか。
室委員	市民提案制度まで今日は審議できないだろう。かつて奈良市でもされていたが、うまくいかなかった、今回復活するのはどうかとのお話なので、私としてはしてほしいと思っている。
渡邊委員	資料5について、市役所の各課と地域の組織の混在している矢印の整理をするというのは、お金の流れも一本化する方向なのか。
澤野井課長	最終的な目標としてはそういった方向にあるが、他市を見てみると窓口を完全に一本化しているところもあるし、交付金を一本化しているところもある。そこは自治連合会とともに考えながら奈良版で作っていきこうと考えている。緩やかな連携から始まり、それに合わせて市の体制も徐々になら変わっていくとは思う。最終的にはすべて一本化したほうが合理的、効率的であると思うが、現実的には今後の市の内部での話し合いや自治連合会との話し合いもある。その点については協働して検討していきこうという考え方である。
渡邊委員	第1回の審議会の際に地域教育協議会にお金が出されているという資料を頂いた。大きな協議会なら650万ほどのお金が流れているというものだった。お金の流れ、人の流れ、物の流れがこの資料に数値化されていないのでわかりにくい。例えば、お金がどの程度動いているとか、人がどのように関わっているとか。
澤野井課長	条例にあるとおり立案段階からしていこうとするもので目標値がまだ決まっていない。先ほどおっしゃった地域で決める学校予算事業にしても、今は中学校区単位である。そのお金の使い方についても、地域が小学校区ごとにまとまるような方向で考えていく必要があると考えている。今はお金も単位もエリアもばらばらである。
渡邊委員	極論から言うと市からまちづくり協議会にお金が出され、そこから各組織に割り振られるというイメージになっているということか。まちづくり協議会というのが地域の一本化された団体となって、それから各組織に対してお金を配分していくイメージであろうか。
梅林委員	今地域の個々の団体はばらばらである。組織ごとに書記がいて事務局がいて、それぞれに自分たちの組織の印刷物を作って配布してとなっている。私たちの地域で言えば、唯一三笠公民館大安寺

西分館があり、管理人室を事務所として使っている。例えば、行政からの各組織に対する助成金を一括してもらって、管理人室を事務局にして事務を行う人を地域で雇う。そういった事務局を作って簡素化していく。民児協から少年指導委員まで全部、印刷物も含めてそこで処理していく。できればそこまで行きたいと思っている。お金の流れも含めて一本化していく。それが地域を一つにまとめる一つの方法だと私は考えている。今すぐにはできないが、ゆくゆくは自分たちの地域でしっかりした事務局を作って、印刷物も含めて全部その事務局でやってもらう。それに対する人件費、費用は行政からもらう。それこそNPOも一緒になってやっていければと思う。これが資料に載っている図が示していることだと思っている。

渡邊委員

私も思っていたのだが、自治連合会にお金を預けてその中で全体を運営する。金の流れも人の流れも物の流れも全部一本化できるような方向性が必要である。様々な団体から様々な案内が来る。例えば、大宮地区なんかも、大宮まつりをやりますという旗を立てる。それをだれがやっているのかは誰も答えられない。しかし、お金が大量にかかっている。我々の自治会や管理組合であれば、年間トータルいくら使ったか、どんなものにいくら使ったかわかる。しかし、実際のお金の流れを我々は分からない。例えば、櫓を立てて盆踊りをする場合、櫓はどこの業者が建てた、50万か100万ぐらいのお金がかかったと聞くぐらいである。地域のことなので皆参加させてもらうが、採算が合っているのかなどと余計なことを考えることになる。全体的なことで考えていくと、一本化して自治連合会なりの一つの団体にすべてを預けて、その中に人・物・金を動かす組織をつくり、事務的な手続きも一本化できればコスト削減になると考えられる。市役所だとなかなかまとまりにくいと思う。

梅林委員

我々がまとまれば、行政に対してもう少しまとまって欲しいと言っていくかもしれない。先ほど中川副会長がおっしゃったように、自治連合会が中心になろうと地区社協が中心になろうとそれは地域によって変わってくると思うし、それで良い。ただ、本当に一つにまとまって効率化していくためには、どこかに事務所を借りて印刷物も含めて個々の団体のことを全部こなしていく。そういったものを目指していかないと無駄に終わる。それと、先ほど言われた一人の人間があらゆるものに関わっているという問題の解

決にもなると思う。

澤野井課長

同じ話ではあるが、まちづくり協議会が設立されていくと、1つの小学校区に1つという位置づけをするから、公共的団体という位置づけが非常に強くなる。しかし、お金の使い道がわからないようでは公共的団体として位置づけすることができないので、地域で民主的に決められた方法を使った公平性のある団体でないと、行政としては公共的団体として認めるわけにはいかない。お金の使いみちについて地域でしっかり議論してもらい、オープンにしていかないと、まちづくり協議会というものが進んでいかない。

辻中委員

地域コミュニティ政策について、他市の条例にこういったものがあると前回か前々回に資料で頂いたが、実際に協議会ができている自治体はあるのか。まだ条例を作っただけなのか。

澤野井課長

現在中核市42市のうち、18市がまちづくり協議会のようなものを設置し、市からの支援もしている。その状況については自治連合会にも説明させていただき、中核市の中でも財政状況が悪い中で、連合会、地域、市と一緒に考えていくことが必要であるということで問題の提起をさせていただいたことが、自治連合会の中に検討委員会を立ち上げていただくきっかけとなった。

中川委員

役員の方の人数がどんどん減少していて、細かいことを一つにまとめるという側面もあると思う。そのようになってくると、自主防災防犯組織であったり民生児童委員であったり地区自治連合会とか、そういった組織の名前が無くなって、それが部署的なものになる可能性もあるのか。このまま組織があって各団体それぞれにという形であるとあまり現状と変わらないようなイメージがある。地域によって地区社協が核になっていたり、自治連合会が核になっていたりするという話を聞いた。そうになると、まちづくり協議会という大きな組織があり、その中で商店や企業、学校、PTAという少し違う気がする。しかし、地域のボランティア活動をされている方も一つになってしまうという、団体として少し変わってくるのかな、というイメージがあった。そして、まちづくり協議会を小学校区で設立するという話であるが、中学校区での予算もあるのか。最近になって登美ヶ丘北中学校区のサマーセミナーが去年から今年にかけて2回行われているが、非常に規模が大きい。また、8月25日に富雄南中学校区の防災フェスタが行われるが、中学校区単位で行われているイベントが最近にな

澤野井課長

って目に付く。私も小学校区単位でまちづくり協議会を作ったほうが良いとは思いますが、小学校単位では狭いので中学校単位で防災フェスタを中学生が行い、たくさんの方が参加している。防災フェスタに関しては小学生より中学生の方が動けるというのもあると思うが、まちづくり協議会とどのような関係になっていくのか。地域で決める学校予算事業が中学校区を単位としているので、その一環だと思うが、協議会の検討が小学校区単位で進めていることとの違いがある。資料3に書いてあるように、庁内で検討を行う委員会にすべての部署が集まり、まちづくり協議会の方向性について議論を始めたいと思っている。今西部長が言ったように、協議会を作ることによって自治連合会や地区社協が無くなるということについては、他市を見る限り様々である。自治連合会がすべて地域を網羅しているところであれば、自治連合会がまちづくり協議会に名前を変えているところもある。そこは地域に合わせて、新たな組織を作るための準備委員会を立ち上げているところもある。各種団体も小学校区ごとの地域の課題の共通点を見出す中でそれぞれの団体の役割も整理されていくので、場合によっては団体の存在意義が無くなり、団体が無くなる場合もあるだろう。しかし、基本的には役割分担がされていくのでシンプルになっていくし、このことにより活性化していく可能性もある。現在、自治連合会が担い手不足になっているのは、自治連合会に対してすべての仕事が押し付けられている部分が背景にあると思われる。そのような状況で自治会のメンバーが毎年変われば、そういった仕事ができないという感覚になっていくと思われる。そういった役割を分担して、つくりあげていく組織だと考えている。小学校区、中学校区については、中川副会長が面識社会である小学校区を推奨されているので、その点については中川副会長に説明をお願いしたい。

中川副会長

教育委員会は本当に中学校区単位の取り組みが好きである。国もそうであるし、厚生労働省の地域包括支援センターも中学校区を想定している。小学校区単位の取り組みを邪魔しているわけである。補助金の区分なども全部中学校区ベースになっているので、教育委員会もそれに誘導されていっている。神戸でもこれは大きな問題になっている。しかし、中学校区はコミュニティとして成立しない。中学校のPTAの役員会もお互い初めて会うという人が多い。小学校区単位を小さな村とするならば、中学校単位は広

域連合みたいに仕事を持てば良いと考える。それともう一つ、組織が消滅するののかという話だが、消滅しないし、そんな必要もない。ただ、それぞれの組織は民生児童委員を除いて全部任意団体である。法律上認められている職制も組織もない。資料を見ても分かるように民生児童委員、社会福祉協議会、それ以外はすべて任意団体である。しかし、それをつぶす必要性は全くない。それぞれの組織が地域の中で一致団結することによって、風通しを良くしよう、力を合わせようということである。例えば、上部団体として自治連合会がある、あるいは、社会福祉協議会というのは構わない。むしろ、地区社協さんはその地区で福祉部門の部会長をするというように分担がしやすい。つぶすという話は全く考える必要がないというのが私の結論である。自治連合会もそうである。まちづくり協議会ができたからと言って自治連合会をつぶそうという話には絶対にならない。

梅林委員 組織に依拠して、必要としている人が違うのである。例えば、PTAは子どものためにある組織であるし、民生委員は福祉を必要とする人のためにある。少年指導委員は子どもたちの健全育成のためにある。このように、団体ごとに携わっている部分が違うので、それをなくすわけにはいかない。

伊藤委員 一言言わせていただくと、専門分野になってきているので私たちの組織をなくしてどうするのかというような意見もある。

中川副会長 なくすということは絶対はない。

中川委員 なくなりそうな地域はないか。

梅林委員 地域によって特色がある。

中川委員 まちづくり協議会があれば、地域での活動も維持されていくのかと思う。実際、登美ヶ丘地区に自治連合会がないという話を聞いて驚いたことがあるのだが、中学校区での活動は活発になってきているという状況のようである。まちづくり協議会があれば自治連合会が無くても地域で活動ができるのではないか。悪い意味ではなく、地域が一つになることができるのかなという気がしていた。

澤井会長 時間が来た。少し見えてきたかという感じがする。次々課題は出てくる。しかし、課題は見えてきたので、今日はこの辺にしてよろしいか。

堀内課長 今回は8月29日10時から開催させていただく。お忙しいところ申し訳ないがよろしくお願ひしたい。第5回審議会に関しては

	後日調整させていただくので、よろしく願います。本日はありがとうございました。
今後の予定	第4回は、平成25年8月29日（水）10時から 第5回目以降は、後日調整する。
資 料	<p>【資料1】 条例見直しの論点</p> <p>【資料2】 社会の現状とこれからの地域と市の関係</p> <p>【資料3】 コミュニティ政策確立に向けたイメージ</p> <p>【資料4】 これからの「公共」とは</p> <p>【資料5】 これからの地域と市の関係</p> <p>【資料6】 第1回地域まちづくり推進協議会検討委員会 報告書</p> <p>【資料7】 地域まちづくり推進協議会検討委員会 設置要領</p> <p>【資料8】 地域まちづくり推進協議会検討委員会 スケジュール</p> <p>【資料9】 NPO政策 他自治体条例一覧</p> <p>【資料10】 NPO政策 他自治体の条例文言</p>